

松原市個別施設計画 学校教育系施設編

概要版

はじめに

計画の背景と目的

本市においては、小学校 15 校、中学校 7 校、その他教育施設 1 施設を有しており、保有する公共施設の中でも延床面積が最も多くなっています。学校施設の築年数をみると、約 9 割が建築後 40 年以上を経過しているなど、老朽化が進行し、対策が必要となっています。

今後、学校施設が大規模な改修や更新の時期を迎えるため、計画的に施設の長寿命化を図ることによりトータルコストの縮減と平準化を図り、学校別や部位別の整備の方向性の設定が必要です。

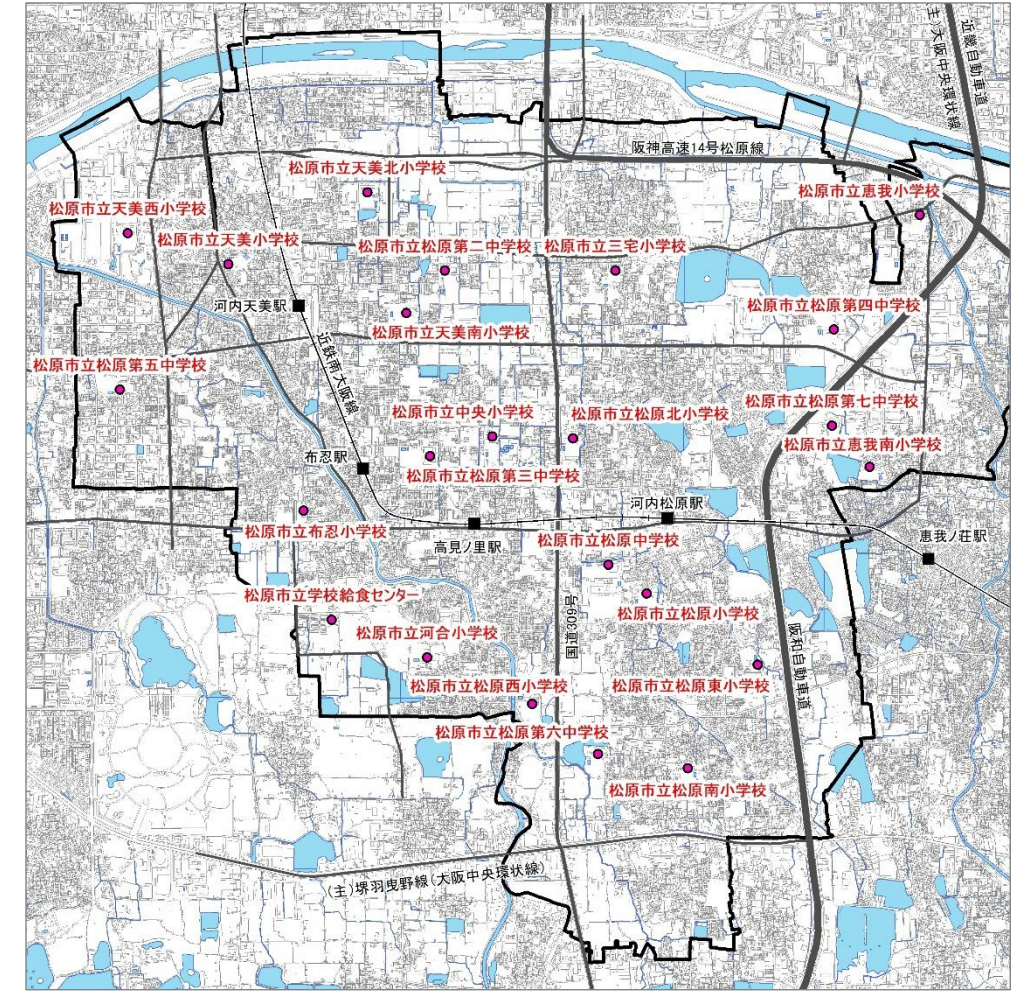
「松原市個別施設計画（学校教育系施設編）」（以下「本計画」という。）は、インフラ長寿命化基本計画に基づく施設分類ごとの個別計画として、平成 27（2015）年 5 月策定の「松原市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」を推進していくために策定するものです。

計画期間

令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度の 10 年間

計画の対象施設

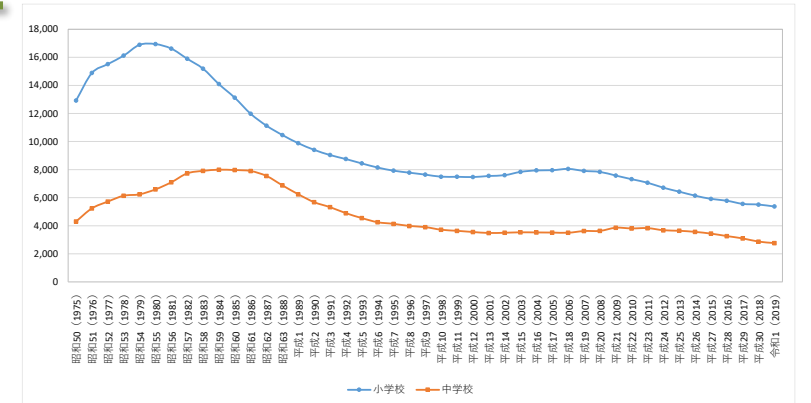
| 中分類 | 施設名称 | 所在地 | 建築年 | 延床面積(㎡) | 敷地面積(㎡) |
|-------------|--------------|--------------|--------------|-----------|-----------|
| 学校 | 松原市立松原小学校 | 新堂2丁目683-2 | 昭和47年(1972年) | 6,361.12 | 13,208.00 |
| | 松原市立松原北小学校 | 阿保1丁目16-3 | 昭和53年(1978年) | 7,059.11 | 12,167.00 |
| | 松原市立松原南小学校 | 岡4丁目1-5 | 昭和47年(1972年) | 6,374.95 | 15,244.00 |
| | 松原市立松原東小学校 | 柴垣2丁目23-1 | 昭和55年(1980年) | 7,506.80 | 12,356.00 |
| | 松原市立松原西小学校 | 新堂5丁目57 | 昭和49年(1974年) | 6,142.10 | 15,333.00 |
| | 松原市立天美小学校 | 天美東8丁目12-22 | 昭和41年(1966年) | 6,053.79 | 10,969.00 |
| | 松原市立天美北小学校 | 天美東4丁目240-1 | 昭和53年(1978年) | 7,258.63 | 15,273.00 |
| | 松原市立天美南小学校 | 天美南1丁目108-3 | 昭和43年(1968年) | 6,504.06 | 13,556.00 |
| | 松原市立天美西小学校 | 天美西6丁目238-1 | 昭和48年(1973年) | 6,687.72 | 15,722.00 |
| | 松原市立布忍小学校 | 南新町1丁目6-17 | 昭和46年(1971年) | 10,235.48 | 19,699.00 |
| | 松原市立恵我小学校 | 大堀3丁目4-17 | 昭和47年(1972年) | 6,349.90 | 12,252.00 |
| | 松原市立恵我南小学校 | 一津屋1丁目10-9 | 昭和53年(1978年) | 5,995.10 | 12,554.00 |
| | 松原市立三宅小学校 | 三宅中2丁目14-21 | 昭和50年(1975年) | 5,944.86 | 9,362.00 |
| | 松原市立中央小学校 | 田井城3丁目72-2 | 昭和50年(1975年) | 7,549.80 | 13,334.00 |
| | 松原市立河合小学校 | 河合2丁目405 | 昭和55年(1980年) | 6,608.87 | 14,489.00 |
| | 松原市立松原中学校 | 新堂1丁目604-1 | 昭和46年(1971年) | 9,001.89 | 18,567.00 |
| | 松原市立松原第二中学校 | 三宅西2丁目12-1 | 昭和39年(1964年) | 8,533.40 | 21,977.00 |
| | 松原市立松原第三中学校 | 東新町3丁目1-23 | 昭和45年(1970年) | 12,591.95 | 22,289.00 |
| 松原市立松原第四中学校 | 別所3丁目19-28 | 昭和52年(1977年) | 8,240.23 | 20,337.00 | |
| 松原市立松原第五中学校 | 天美我堂3丁目124-2 | 昭和50年(1975年) | 7,888.16 | 19,715.00 | |
| 松原市立松原第六中学校 | 岡1丁目340 | 昭和55年(1980年) | 8,354.01 | 19,064.00 | |
| 松原市立松原第七中学校 | 一津屋2丁目1-9 | 昭和60年(1985年) | 7,475.64 | 20,791.00 | |
| その他教育施設 | 松原市立学校給食センター | 河合5丁目238 | 平成24年(2012年) | 3,548.16 | 4,980.55 |



学校教育系施設の現状

学校教育系施設の運営状況・活用状況

◆長期の見通し
松原市立の小中学校の児童・生徒数は、令和元年（2019）年 5 月現在、小学校は 5,369 人、中学校は 2,759 人、合計 8,128 人が在籍しています。
小学校の児童数は、昭和 55（1980）年の 16,949 人をピークに、翌年以降大きく減少しています。
中学校は、昭和 59（1984）年の 7,989 人をピークに、翌年以降減少しています。



資料：大阪府統計年鑑（各年度 5 月 1 日現在）

学校教育系施設整備の基本的な方針等

整備の基本方針については、上位計画である公共施設等管理計画（平成 27 年）2.2「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に基づき取組を行います。

1) 学校施設の規模・配置計画等の方針

- 財政や人口規模に応じた施設総量の縮減
- 新規整備の抑制や費用対効果を考慮した更新
- 施設の複合化や効率的な運営の推進

2) 実施方法

- ◆ 点検・診断等の実施方針
- ◆ 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ◆ 安全確保の実施方針
- ◆ 長寿命化の実施方針

■学校教育系施設の規模・配置計画等の方針

児童・生徒数の将来推計や今後の動向、立地条件等を踏まえ、現状においては学校教育系施設の小学校を15校、中学校を7校、その他教育施設として給食センターを1施設維持するものとします。

しかしながら、将来的には、児童・生徒数の減少が見込まれることを踏まえ、周辺地域、コミュニティ機能及び今後の市内における都市整備計画等の状況に配慮しながら、学校規模の適正化や小中一貫校における学校の再編などの検討も行っていくものとします。

■改修等の基本的な方針

(1) 長寿命化の方針

施設の維持管理方法については、「事後保全的な改修」と「予防保全的な改修」の2つが挙げられます。従来の事後保全的な改修は、施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法で、長期間における機能の維持や使用が困難となる恐れがあります。

これに対して、予防保全的な改修は、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することにより、突発的な事故を減少させ、改修費用の抑止につながるなど、機能の保持・回復を図る管理手法をいいます。また、定期的な点検を行うことにより、事後保全的な改修と比較すると施設を長く使用することができます。

(2) 目標使用年数の設定

本計画では、耐用年数の考え方のほか、下表に示す「建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)」を準用し、コンクリートの調査結果・維持更新コストを踏まえ、鉄筋コンクリート造の建物の目標耐用年数を90年と設定します。

また、90年の供用期間の中、築30年の時点で原状回復のための改修、対象施設の築年数を考慮し築50年の時点で長寿命化改修、その他定期的に必要な改修を実施することで建物の長寿命化を図っていきます。

| 目標使用年数 | 大規模改修の周期 | 長寿命化改修の周期 |
|--------|----------|-----------|
| 築90年 | 築30年 | 築50年 |

■改修等の整備水準

| 設定項目 | | 整備水準 |
|-------|-------------------|----------------------------------|
| 外装 | 屋上防水 | 屋上防水は実施後20~30年経過を目安として改修 |
| | 外壁 | 外壁塗装は実施後15~20年経過を目安として改修 |
| 内部・設備 | 内壁 | 老朽化した教室、廊下等の内壁は塗装改修 |
| | 床 | フローリング床(教室)は木材を使用 |
| | 天井 | 雨漏りや老朽化した天井は全面的に張替え |
| | 建具 | 木製・スチールサッシはアルミサッシに改修 |
| | 廊下・階段 | 廊下はスクールパーティションの更新 階段は壁側手すりを設置 |
| | 電気設備(照明) | 老朽化した配線・分電盤等の更新、 照明器具のLED化 |
| | 給排水設備(トイレ) | 老朽化した配管・機器等の更新 |
| その他 | 空調設備 | 老朽化した空調設備の更新 |
| | ICT環境 | 校内LAN等の整備 |
| | バリアフリー・ユニバーサルデザイン | 必要に応じ、スロープや手すり等の設置 |

長寿命化実施計画

■優先順位の考え方

計画期間内における中長期の事業計画について、改修等の基本的な方針に基づき、改修時に関する優先順位の考え方を示します。

| 優先順位 | 改修等の内容 |
|------|------------------------------------|
| 1 | 建築基準法第12条で定める点検で、要是正の指摘を受けた箇所等への対応 |
| 2 | 定期的な更新が必要な整備 |
| 3 | その他(日常的な修繕対応) |

※ 建築基準法第12条の概要…法令で定める建築物について、定期的な調査・点検の実施及び報告の義務付け等を規定。

■実施計画

今後5年間の実施計画については、長寿命化改修で設定した築後50年を超え劣化が著しく顕在化している建物から順に整備を検討していきます。

なお、長寿命化改修にあたっては、財政状況を勘案するとともに、必要に応じて教育環境の改善や社会的ニーズへの対応、学校の配置や規模の適正化を図った、施設の集約化、複合化等も視野に入れて取り組みます。

◆本計画策定段階から工事実施段階のフロー

